

2019年第1回 フルハーネス型墜落制止用器具使用時特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条の改正により、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」は、特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、下記要領で教育を開催いたしますので受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日時

2019年4月11日(木)【6時間コースのみ】 9時00分～16時30分

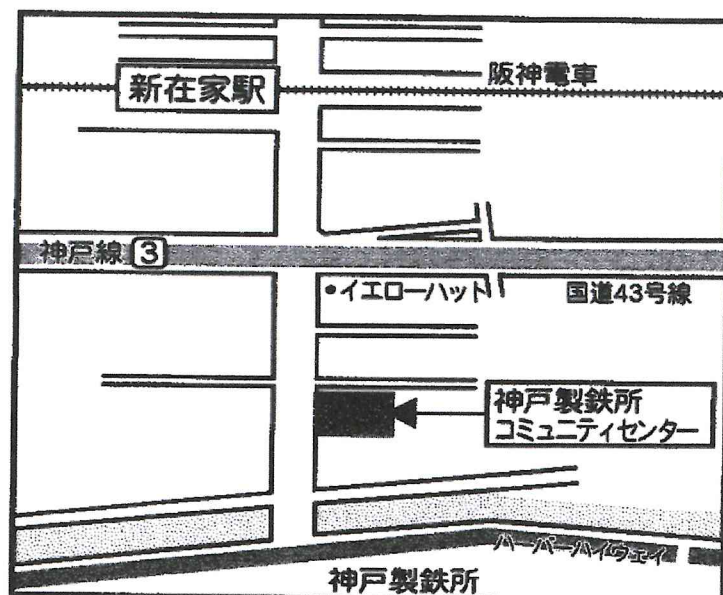
2. 場所

(株)神戸製鋼所神戸製鉄所コミュニティセンター 神戸市灘区浜田町4丁目21-1(阪神電車「新在家駅」南徒歩7分)

3. 講習カリキュラムと受講資格(満18才以上)

時間	科目
8:30-9:00	受付
9:00-9:10	オリエンテーション
9:10-10:10	作業に関する知識
10:10-10:20	休憩
10:20-11:20	労働災害の防止に関する知識
11:20-11:30	休憩
11:30-12:00	関係法令
12:00-12:45	休憩(昼食)
12:45-14:45	墜落制止用器具に関する知識
14:45-15:00	休憩
15:00-16:30	墜落制止用器具の使用等方法等(実技)

会場



4. 受講料

【6時間コース】・会 員:7,500円/名 ・非会員:9,500円/名 (テキスト代、消費税含む)

5. 定員

60名 受付終了日:2019年3月29日(金)、ただし定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- 1) 受講申し込みは、ホームページにてお願いします。(受講申込に入力下さい)
- 2) 受講料は、2019.3.29(金)迄に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
・振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

7. 受講時準備品

- 1) 受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、パスポート、社員証等の何れか)、昼食等
- 2) 実技において、フルハーネス装着訓練等を行いますので、作業服のある方はご持参ください。(必須ではありません)

8. その他

- 1) 遅刻、早退者は、受講無効扱いとします。
- 2) 納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は受講日の5日前までに申出下さい。
- 3) 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車は不可)

※ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。